

令和6年度 大型免許等取得費用助成事業実施要領

令和6年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和6年度 500万円

2. 助成対象

徳島県指定自動車教習所で取得することのできる準中型免許、中型免許、大型免許、けん引免許を取得した県内事業所に在籍する運転者を雇用している会員事業者とする。

自動車教習所入校日までに社会保険等に参加していることを原則とするが、特例として社会保険等に参加する前の入校を認める。但し、その場合は入校日から1か月以内に必ず社会保険等に参加することを条件とする。(※健康保険証の資格取得年月日で確認)

注：この助成金は、雇用している運転者が運転免許を取得する場合に、その費用を負担している会員事業者に対する助成であって、運転者個人に助成するものではありません。

自動車教習所が発行する領収証は、必ず会員事業者宛のものであること。

3. 助成額

助成額は以下のとおりとする。

対象免許の種別ごとに取得費用の1/3を助成。

安全性優良事業所（Gマーク）の認定を受けている事業者は1名あたり1万円を加算する。但し、徳島県内に複数の事業所の認可を受けている事業者は、全事業所で安全性優良事業（Gマーク）の認定を受けていること。

※対象免許…準中型、中型、大型、けん引（注：二種免許は対象外とする。）

※助成額の千円未満は切り捨てることとする。

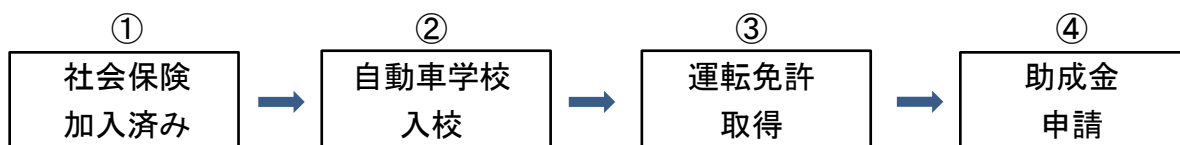
※複数免許同時取得による合算払いの領収証については、但し書きに免許ごとの費用を明記してもらうこと。

4. 実施期間等

申請受付期間は、令和6年4月1日～令和7年3月3日とする。

助成金申請までの流れは下記のとおりとし、上記の申請受付期間内に原則①～④の順番で進めてください。(※上記2.の特例については、この限りではなし。)

また、上記2.の特例を使う場合は、①～④の全てが受付期間内にあることとする。



※複数免許同時取得の場合は、免許種別ごとに申請書を作成ください。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

5. 交付要綱

「大型免許等取得費用助成金交付要綱」のとおり

6. その他

若年ドライバーの「特例教習」の受講については、全ト協助成を受けられる場合がありますのでお問い合わせください。

【参考】

申請可能な例（○）

① 社会保険加入日
② 自動車学校入校日
③ 免許取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年4月1日
令和6年4月10日
令和6年5月10日
令和6年6月10日

昭和60年9月1日
令和6年4月1日
令和6年7月10日
令和7年3月4日

申請可能な特例（○）

① 社会保険加入日
② 自動車学校入校日
③ 免許取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年5月1日
令和6年4月1日
令和6年5月1日
令和6年6月1日

令和6年5月1日
令和6年4月1日
令和6年8月10日
令和7年3月4日

申請不可能な例（×）

① 社会保険加入日
② 自動車学校入校日
③ 免許取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年4月1日
令和6年3月10日
令和6年5月10日
令和6年6月10日

※前年度入校×

昭和60年9月1日
令和6年4月1日
令和6年7月10日
令和7年3月6日

※締切後申請×

申請不可能な特例（×）

① 社会保険加入日
② 自動車学校入校日
③ 免許取得日
④ 助成金申請日(必着)

令和6年6月10日
令和6年4月1日
令和6年5月1日
令和6年6月10日

※特例：1ヶ月超×

令和6年5月2日
令和6年4月1日
令和6年4月30日
令和7年3月4日

※特例：1ヶ月超×

大型免許等取得費用助成金交付要綱

平成25年3月11日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

第1条(目的)

平成19年6月の免許制度改正及び少子高齢化によるトラック運送事業のドライバー不足に対応するため、大型免許等(準中型・中型・大型・けん引)の取得に係る費用の一部を助成することにより労働力を確保し、以て輸送力の確保、魅力ある業界の確立、社会的地位向上等に資することを目的とする。

第2条(助成対象)

助成の対象は、第3条の期間内に第4条の対象免許を取得した従業員が在籍している一般社団法人徳島県トラック協会(以下、「徳ト協」という。)の会員事業者とする。

また、原則として徳島県指定自動車教習所(別紙)での取得に限る。

第3条(期間)

助成金は、毎年実施要領で定める申請期間内に徳島県指定自動車教習所に入校し、助成対象の免許を取得することとする。

なお、受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

第4条(助成金額)

免許の種類による助成金額は、毎年実施要領で定めることとする。

第5条(申請)

助成金の交付を受けようとする会員事業者は、「大型免許等取得費用助成金交付申請書」により徳ト協へ申請しなければならない。

第6条(助成金の交付)

徳ト協は、第5条の申請があった場合は、速やかに提出書類を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

第7条(助成金の返還)

以下のいずれかに抵触する場合、会員事業者は助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

1. 助成を受けた従業員が、免許取得後1年未満で退職した場合。
2. 書類等に対し虚偽の事実が判明した場合。

【附 則】

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

改正 第3条 平成26年4月1日適用

改正 第3条、第5条、第6条、第7条、第8条 平成27年4月1日適用

改正 第3条、第4条 平成28年4月1日適用

改正 第1条、第5条 平成29年4月1日適用